



我が国では、営業秘密は、不正競争防止法の平成二年改正によって、初めて明文で民事的に保護された。つまり、営業秘密の侵害者に対する差止請求権、損害賠償請求権などが法律上の文言で明示的に認められた。しかし、刑事的な保護は、時期尚早として見送られてきた。つまり、営業秘密侵害者に刑事罰を科す道はなかった。

しかし、今年の通常国会に不正競争防止法改正案が提出されており、ここで、営業秘密は刑事的に保護されようとしている。それは、約二割の企業が、自社の営業秘密に関するトラブルを経験し、

条件付きを含め、約八割の企業が営業秘密の刑事的保護に賛成するに至り、さらに、企業内の情報化が進展し、LAN導入率、インターネット接続率ともに九〇%を超えて、営業秘密侵害の危険は飛躍的に高まっており、加えて、近年、欧米諸国のみならず、韓国・中国までもが、営業秘密の不正な取得・使用・開示に対し刑事罰を導入している国際的な環境にある、という背景事情に基づく。

営業秘密の刑事的保護について、今回の改正案を概観すると、次のようになる。(編集部注・法案は五月六日に可決成立)

不正取得・横領ケース

- 1 詐欺・窃盗類型
 - 【型】営業秘密を不正取得した後不正の競争の目的でそれを不正に使用・開示する場合。
 - 【型】上記【型】の使用・開示の目的で、特に、媒体によって営業秘密を不正に取得・複製する場合。
- 2 横領類型
 - 【型】営業秘密を示された者が、不正の競争の目的で、その

営業秘密が刑事的に保護される時代

営業秘密が記録された媒体を不正に領得・複製して、その営業秘密を使用・開示する場合。

不正使用・開示(背任類型)ケース

【型】営業秘密を示された役員・従業員が、不正の競争の目的で、それを不正に使用・開示する場合。

これらは、民事的に違法な、つまり、差止請求および損害賠償請求の対象となる行為のうちの一部である「不正取得者の不正使用開示行為」(二条一項四号)および「正当取得者の不正使用開示行為」(二条一項七号)について、さらに絞りをかけ、これらのうち特に違法性の高い行為に限定して刑事罰の対象としたものである。その際、構成要件の明確化に留意するとともに、退職者の職業選択の自由を侵害しないよう配慮したものと説明されている。

これらの刑事罰については、法定刑は三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金とされているが、「告訴がなければ公訴を提起することができない」(改正法一四条一項)

とされている(親告罪)。刑事裁判手続において、営業秘密保護のための手続きが設けられていないこと(つまり、刑事責任を追究すると営業秘密が公開されてしまう)等に配慮したものである。

今後の展望であるが、前記のとおり、刑事裁判に秘密保護手続が設けられていないので、どれだけ実際に告訴されるか疑問もあるが、構成要件の解釈には、不明確な部分もあり、今後の判例の集積が待たれる。また、企業としては、とくに秘密管理に充分留意する必要がある(産業構造審議会「営業秘密管理指針について」(平成一五年一月三〇日)参照)。

営業秘密という知的財産を、ぜひ、見直していただきたい。

